

令和 7 年度

第 1 回 山口県最低賃金専門部会

令和 7 年 8 月 1 日（金） 15 時 30 分から

山口地方合同庁舎 2 号館 5 階共用会議室

議 題

1 山口県最低賃金の改正決定について

2 その他

資 料 目 次

1 令和7年度 山口県最低賃金専門部会委員名簿

2 その他

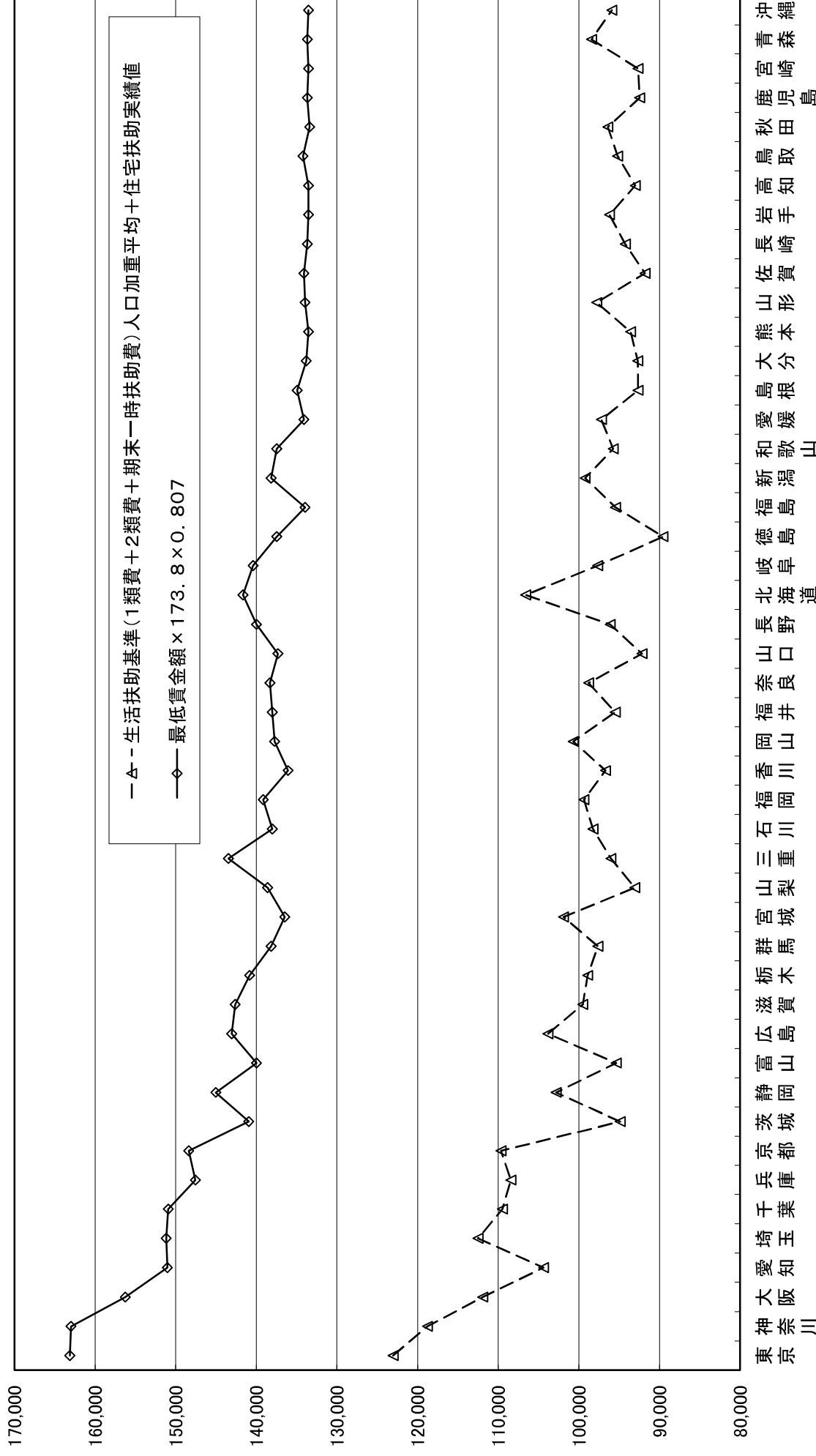
令和7年度 山口地方最低賃金審議会 山口県最低賃金専門部会 委員名簿

区分	氏 名	現 職
公益代表委員	いまさき みつとも 今 崎 光 智	弁護士
	じんぼ かずゆき 神 保 和 之	元 山口朝日放送株式会社常勤監査役
	なんば としみつ 難 波 利 光	周南公立大学人間健康科学部教授
労働者代表委員	おおつか しゅうし 大 塚 修 志	マツダ労働組合山口県本部第6組織部長
	おおはら けいすけ 大 原 敬 典	U Aゼンセン山口県支部常任
	よこやま たかし 横 山 崇	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
使用者代表委員	くらふじ ともあり 藏 藤 共 存	山口県商工会連合会専務理事
	さかもと たつお 坂 本 竜 生	山口県中小企業団体中央会専務理事
	みやもと みちひろ 宮 本 道 浩	山口県経営者協会専務理事

(敬称略・50音順)

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

單位: 日



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18～19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは2023年度、最低賃金のデータは2024年度のものである。

注4) 0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

山口県最低賃金額と生活保護費の比較について

1 山口県最低賃金額（令和6年10月1日改定分）

- （1）比較する最低賃金額は1時間979円。
- （2）生活保護費は月額であるため、最低賃金額に1月の所定労働時間である173.8時間（40時間/週×52.14週/年÷12か月）を乗じることにより月額換算をしている。
- （3）生活保護費には税金等がかからず、最低賃金額から税・社会保険料等を控除した手取り額と比較する必要があるため、可処分所得割合は0.807（前年度も0.807）を乗じて算出している。
- （4）山口県最低賃金で1か月働いた場合の収入（手取り額）は、
 $979 \text{ 円/時間} \times 173.8 \text{ 時間} \times 0.807 = 137,311 \text{ 円}$

2 山口県における生活保護費（令和5年10月改定分）

- （1）若年単身（18～19歳、単身世帯）を対象として算出
- （2）県内級地別人口（令和2年国勢調査（人口等基本集計））
 - 1級地：0人
 - 2級地－1：449,017人（下関市、山口市）
 - 2級地－2：543,214人（宇部市、防府市、岩国市、周南市）
 - 3級地－1：329,633人（萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、和木町、田布施町、平生町）
 - 3級地－2：20,195人（周防大島町、上関町、阿武町）
- （3）生活保護費は「生活扶助基準（第1類費及び第2類費基準額の合算額＋第2類費冬季加算＋期末一時扶助費）＋住宅扶助実績値」で算出している。
- （4）第1類費、第2類費及び期末一時扶助費については、地域によって金額が相違しているため、人口加重平均で算出している。
- （5）第1類費及び第2類費（冬季加算を除く）
 - 2級地－1：72,430円、2級地－2：71,460円
 - 3級地－1：70,080円、3級地－2：67,740円
 - 人口加重平均による合計額 71,389.6円・・・①
- （6）冬季加算地区はⅥ区（11月から3月までの5か月間）
 - 加算額：2,630円
 - 1か月平均額 1,095.8円・・・②

(7) 期末一時扶助費 (1 か月平均)

2 級地— 1 : 12,880 円、2 級地— 2 : 12,250 円

3 級地— 1 : 11,610 円、3 級地— 2 : 10,970 円

人口加重平均による 1 か月平均額 1,023.7 円・・・③

(8) 住宅扶助実績値は「令和 4 年度被保護者調査 年次調査 (個別調査) 第 3 -10 表」のデータを使用し、1 世帯当たりの住宅扶助の値を算出する。

また、山口県においては、下関市における当該値が独自に定められているため、世帯加重平均で算出している。

山口県 (下関市除く) : 18,154.0 円 (8,098 世帯)

下関市 : 20,060.4 円 (2,939 世帯)

世帯加重平均額 18,661.6 円・・・④

(9) 山口県における生活保護費

生活扶助基準 (①+②+③) + 住宅扶助実績値 (④)

= 73,509.1 円 + 18,661.6 円 = 92,171 円

3 山口県最低賃金と生活保護費との比較

山口県最低賃金と生活保護の差額は、

山口県最低賃金 (手取額) - 生活保護費 = 137,311 円 - 92,171 円 = 45,140 円

となり、山口県最低賃金が生活保護の水準を上回っている。この差額を 173.8 時間で割って 1 時間あたりとし、0.807 で割って手取り額から額面に換算すると

45,140 円 ÷ 173.8 ÷ 0.807 = 322 円/時間 (小数点以下四捨五入)

となる